

# 県税を一括して納付できないときには 納税が猶予される場合があります

## 徴収猶予が受けられる場合

- ① 財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

などの理由により、県税を一時に納付することができない場合には、



申請することにより、『徴収猶予』が認められる場合があります。

## 換価の猶予が受けられる場合

財産の換価をすることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、



申請することにより、『換価の猶予』が認められる場合があります。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税が対象です。

## 猶予が認められた場合

- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中に分割して納付することになります。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除になります。

## 申請の手続

### 提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」または「換価の猶予申請書」
- ・「財産収支状況書」

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

- ・担保の提供に関する書類（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
- ・災害などの事実を証する書類（上記①から④の理由による申請の場合）

## 申請の期限

- ・徴収猶予：表面①から④の理由による申請については、申請の期限はありません。  
表面⑤の理由による申請については、納付すべき税額が確定した県税の納期限（修正申告書を提出する日など）までに申請してください。
- ・換価の猶予：猶予を受けようとする県税の納期限から6ヶ月以内

## 猶予の承認又は不承認

提出された書類の内容を審査した後、県税事務所から猶予の承認又は不承認の通知をします。猶予が承認された場合は、県税事務所から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。

地方税法により担保として提供できる主な財産の種類は、次のとおりです。

- ・国債や県税事務所長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・県税事務所長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- ・担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合

## 猶予期間と分割納付

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間に限られます。申出のあった納付計画が認められるとは限りません。猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）  
なお、猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

## 猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された納付計画のとおり納付がないとき
- ・猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき
- ・偽りその他不正な手段により猶予の申請がなされ、それが判明したとき
- ・財産の状況その他の事情の変化により、猶予を継続することが適当でないと認められるとき

県税を納期限までに納付できない場合には、所管の県税事務所又は納税事務所にご相談ください。

県税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお完納されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。